

下級裁判所裁判官指名諮問委員会仙台地域委員会

(平成16年度第2回) 議事要旨

第1 日時

平成16年10月27日(水) 午前9時

第2 場所

仙台高等裁判所第2会議室

第3 出席者

(委員) 河上正二・佐々木廣充・千葉勝郎(委員長)・樋口晟子・別府英明

(庶務) 中鉢仙台高裁総務課長・宮城仙台高裁総務課課長補佐

(説明者) 秋葉仙台高裁事務局長

第4 議題

1 平成16年度第1回仙台地域委員会議事要旨の確定について

2 提供された情報の取扱いについて

第5 議事

1 平成16年度第1回仙台地域委員会議事要旨の確定について

庶務案どおり確定された。

なお、判事補任命候補者の情報収集の在り方に関する前回の審議結果に基づき、司法修習性に関する情報があればこれを受け付ける旨周知を図ることについて、当地域委員会においてそのような周知を図ってよいかどうかも含めて、中央の委員会に対して、委員長名の書面で検討依頼することとされた。

## 2 提供された情報の取扱いについて

### (1) Aから提供された情報について

「段階評価式の書面であり、情報の適式性という点で問題はないか。」，  
「5段階評価は別にして、この程度の記載で具体的なものと言えるかとの問題と思われる。」との意見に対して、「書式は別として、顕名の情報であり、5段階評価だけであればともかく、具体的な記載もあり、本人が直接委員会庶務に持参したものであるから、適式性の点で問題はないと考える。また、記載事実の具体性についても、所長の報告書の記載も比較的抽象的に記載されているものもあり、この程度の記載でもやむを得ないと考える。」，「本制度は、本来、適格適任の裁判官を再任するという制度であって、指名候補者についての信任情報も中央の委員会に送付すべきである。」との意見が出され、中央の委員会に送付することとされた。

### (2) B地方検察庁検事正名による『当庁の検察官においては、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関する情報は有していない。』との情報提供について

適式性に問題があるとして、中央の委員会には送付しないこととされた。

なお、「形式を見れば、検察庁が組織として提出した書面と誤解を受けるものであることから、今後、このようなことがないように十分注意をしていただく必要がある。」旨意見が述べられたが、庶務から、本期日以前に既に同地検に対して、情報提供の周知依頼の趣旨を改めて伝え、同地検から了解した旨の回答を得ていることが報告された。

### (3) Cから提供された2件の情報について

ア a事件に関する書面について

具体的な訴訟経緯は不明であるが、指名候補者の訴訟指揮の点で、不十分さ、理解しにくい面が窺われ、一般論として、所長の報告書記載の評価を裏付ける資料にはなるなどとして、中央の委員会に送付することとされた。

イ b事件に関する書面について

審理経過には理解しがたい面があり、所長の報告書を見れば、他の事件処理においても同様の事例があるのではないかと推測されるなどとして、中央の委員会に送付することとされた。

(4) Dから提供された情報について

「本制度は、広く情報を集めることに意義があり、提供された情報をどのように扱うかは、最終的には中央の委員会で決めることであろう。本情報は具体性を欠くが、その情報に基づいて中央の委員会において追跡的な調査を行うきっかけとなるものであれば、そのような資料として、中央の委員会に対して情報提供すべきである。制度発足当初であるということも考慮し、場合によっては、委員長の意見を付して、情報を中央の委員会に送付ということもあり得よう。」、「当委員会からの依頼文書には、どのような情報であれば適式な情報として受け付けることになるのかについて、特に説明をしていないということがある。本情報が時間のないところで書かれた様子も窺われることから、判決等の資料を追加させるなど、当委員会において補充的な調査を行うということも考えられよう。」との意見に対して、「情報としてそれなりの意味はあるが、民事訴訟当事者の一方的な感想を述べたもので、具体性を欠き、追加的情報があれば格別、現時点では、中央の委員会に送付する必要はないし、また情報の補充を依頼する必要もない。」、「この

ような情報が複数あるのであれば検討の余地はあろうが、この程度の情報であれば送付する意味がないのではないか。」、「Aから提供された情報を送付するとしたこととの関係をどう見るかが問題となるが、同人からの情報は良い情報であり、悪い情報については、具体性について、より慎重に選択されるべきである。」、「判決を添付させたとしても、これ以上には具体的なものは出てこないのではないか。」との意見が述べられ、本情報については、具体性を欠き、正確性にも問題があるとして、中央の委員会には送付しないこととされた。

なお、「弁護士会内部の情報提供の遅れがあったようであるから、弁護士会に対し、事情を確認するとともに、今後情報提供の受付期間をできるだけ長くする必要があろう。」との意見が述べられ、庶務から、電話により、同弁護士会に対して、今回の情報提供の周知依頼の経緯について確認するとともに、今後、会員に対する周知が遅れることのないような形で対応されるよう求めることとされた。

## 第6 その他

予備日11月9日は審議は行わず、次回期日は追って指定することとされた。

なお、「情報も次第に増加することも予見されること、各委員とも多忙であるからあらかじめ審議時間をとっておき、今回のように不要な場合に取り消す方法が相当と思われるので、来年度も予備日を指定するのが望ましい。」旨意見が出された。